



Hachioji City

2020年7月1日発行



高尾駅北口地区

屋外広告物地域ルール

かわら版

第4号

★renewal★

このかわら版は、2017年（平成29年）に検討を開始した、屋外広告物に関する取り組みをお知らせするため、八王子市が発行するものです。これまで、検討経過のお知らせとして2017年に第1号から第3号まで発行しています。今号からデザインをリニューアルしてお届けします。

「高尾駅北口地区 屋外広告物地域ルール」の運用がスタートしました

高尾駅北口地区では、2019年4月1日より、屋外広告物（看板）に関する新たなルールの運用がスタートしています。

【ルールの概要】 ⇒裏面に掲載しています

- ▶ **対象区域**：西側の踏切から東側の町田街道の交差点まで
- ▶ **基本方針**：『自然・歴史文化と調和し、にぎわいを演出する広告景観を』
- ▶ **主なルール**：大きさ・高さ・位置の制限、電子看板（大型ビジョン等）の制限、広告面の色彩の制限など

この地区は、高尾山や多摩御陵を訪れる方にとっての玄関口であり、地域交流の拠点である高尾駅を中心に、魅力ある景観資源が豊富であることから、『八王子市景観計画（2011年策定）』において重点地区に定めています。この地区の良好な景観をこの先も守り続けるため、景観に影響を与える屋外広告物にも一定のルールをつくりました。今後新たに屋外広告物をつくる場合には、このルールに合わせる必要があります。

撤去工事の補助制度（屋外広告物景観適正化更新促進事業）をご活用ください

以前からある屋外広告物につきましては、このルールに合わないものを撤去する場合に、工事費用を補助する制度も運用しています。

昨年度は、**平和ハウジング株式会社様（横川町）**に本補助制度をご利用いただき、撤去工事が実施されました。この制度は2021年2月までとなりますので、対象となる皆さまには是非ご活用いただきますようお願いいたします。



概要

高尾駅北口地区 屋外広告物地域ルール

自然・歴史文化と調和し、にぎわいを演出する広告景観を

■基本方針

- ①山並み・丘陵地の緑と河川の水辺が一体となった自然豊かな景観を形成する
- ②周囲の自然や歴史文化と調和した環境色彩を形成する
- ③景観資源を活かし、地域の個性を磨く
- ④豊かな自然景観に調和した広告景観を形成する（南浅川や多摩御陵への眺望等に配慮し、開放的で潤いのある自然景観を損ねない表示・掲出とする）

A ゾーンの方針

- ・駅舎・駅前広場からの山並みへの眺望を確保
- ・歩いて楽しい雰囲気づくり
- ・地域の玄関口にふさわしい風格

B ゾーンの方針

- ・イチョウ並木と山並みの稜線との調和
- ・歩行者の目線を大切に
- ・落ち着いた雰囲気づくり

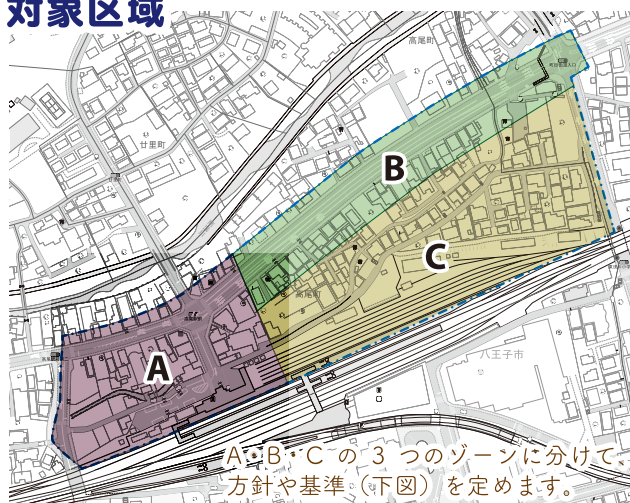
C ゾーンの方針

- ・昭和の道と住宅地の穏やかな景観の保全

■屋外広告物のあり方

- ①適切に設置しましょう
- ②建物と調和させましょう
- ③計画的に集合させましょう
- ④わかりやすく伝わりやすい広告物にしましょう
- ⑤身近なところから整理整頓しましょう

■対象区域



■主なルール

共通基準

建築物に表示できる面積の合計：

建築物の壁面の合計面積の 2/10 未満

電子看板：

表示面積（1面当り）1m²以下

設置数 1店舗につき、1つまで

地色の彩度：8 以下【建築物の1階に設置するものは除く】

照明：点滅・回転禁止

建築物の2階以上の窓、その他の開口部：禁止

種類別基準（主なもの）

屋上広告物

	A	B	C
高さの上限		建物の高さの1/3まで	
面積の上限 (1面当り)	禁止	10m ²	
設置数		1つまで	

壁面広告物

	A	B	C
面積の上限 (1面当り)	5m ²	5m ²	5m ²
	駅前通り・甲州街道沿いは7m ²		
合計面積	壁面面積の2/10以下		
位置	3階床高さより下		

突出広告物

	A	B	C
面積の上限 (1面当り)	3m ² 以下		
位置	3階床高さより下		
設置数	1壁面1つまで		

土地に設置する 屋外広告物

	A	B	C
高さの上限	2.5m	6m	2.5m
面積の上限 (1面当り)	3m ²	10m ²	3m ²
設置数	1道路に対し1つまで		